

# 高山市人権だより

令和7年3月発行

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地

高山市 市民活動部 生涯学習課

TEL : 0577-35-3155 FAX : 0577-35-3414

E-MAIL : shougaigakushuu@city.takayama.lg.jp

## 災害に伴う人権問題について 考えてみましょう

※携帯電話・スマートフォンで過去  
発行分の閲覧が可能。こちらから⇒



日本は、国の位置や地形、地質、気象などの自然的条件から、地震・津波・台風・土砂災害・豪雨・豪雪・火山噴火などの自然災害が発生しやすい国土です。その中でも、東日本大震災(平成23年3月)、熊本地震(平成28年4月)、能登半島地震(令和6年1月)、能登半島豪雨(令和6年9月)は、記憶に新しいでしょう。今でも、多くの人々が避難生活を余儀なくされています。

そこで、**避難生活における基本的人権の尊重**について考えてみましょう。



災害時の人権問題で、特に問題があると思うことは...

- ・避難生活でプライバシーが守られないこと(64.2%)
  - ・要支援者(障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦等)に対して十分な配慮が行き届かないこと(49.5%)
  - ・避難生活の長期化によるストレスに伴う嫌がらせやいさかいが生じること(44.7%)など
- (令和3年度人権に関する県民意識調査)

## 避難所での国際基準(スフィア基準)があるのをご存知ですか？

**スフィア基準**とは、災害や紛争の被災者に対する人道支援活動のために策定された【人道憲章と人道対応に関する国際的な最低基準】のことです。

「トイレは20人に1つの割合で設置」さらに、「女性のトイレは男性の3倍必要」

「1人あたりのスペースは、最低3.5平方メートル確保すること」などの基準が記されています。



### スフィア基準の基本理念

- ・災害や紛争の影響を受けた人びとには、**尊厳ある生活を営む権利があり、したがって、支援を受ける権利がある。**
- ・災害や紛争による苦痛を軽減するために、実行可能なあらゆる手段が尽くされなくてはならない。

### 日本の現状は...

海外では、被災者が悪い環境で生活することを人道的な問題と捉えられており、海外の避難所の多くでスフィア基準が使われていますが、日本では、スフィア基準が周知されておらず、基準に満たない避難所が多い現状です。

内閣府は、平成28年に作成した『避難所運営ガイドライン』の中で参考にすべき国際基準としてスフィア基準を紹介しており、高山市においても、基準の一部を盛り込んだ『高山市避難所運営マニュアル』を作成しています。

災害を生き延びた後に身を寄せる避難所で、**一人一人の人権が尊重され適切な支援を受けられる**ことが大切です。

人権のことでお困りの時は、ひとりで悩まずご相談ください

みんなの人権110番

☎ 0570-003-110

平日8:30~17:15



友だち追加は  
こちらから！

法務局LINEじんけん

■インターネット人権相談 <https://www.jinken.go.jp> 又は「インターネット人権相談」で検索